

令和5年度障害福祉サービス事業所等集団指導

開催に当たって

【新型コロナウイルス感染症等】

○新型コロナウイルス感染症対策にご尽力をいただきましたことを深く感謝申し上げます。

○現時点の対応については、次のHPを参照してください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/307181.htm>

【令和5年度中の鳥取県内の監査、実地指導等の動き】

○1事業所の指定取消案件あり

【国内の動き（大きなもの）】

○県外大手事業者（主として共同生活援助を実施）における、食材費の過大請求など
⇒過大請求は経済的虐待に当たる可能性あり

○県外事業者（主として共同生活援助を実施）において、婚姻等をする場合に障がい者に対して不妊治療を条件としていた

【障害者差別解消法の改正事項の施行】

○令和6年4月1日から合理的配慮の提供の義務化

【障がい者虐待への対応】

○各事業所で障がい者への虐待を発見した場合は、市町村への通報をお願いします。

○お問い合わせ

電子メール：seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

>>>複数の職員でチェックができるメールアドレスです

○緊急の連絡等

0859-31-9301、9314